

(令和3年7月1日教育研究審議会決定)

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学 利益相反マネジメントポリシー

1. 本学の利益相反ポリシーの背景と目的

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」）は、健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とし、健康寿命の延伸に資する教育研究を通じ、国際社会に貢献する「知と人材の拠点」となることを基本理念として令和3年4月に開学した。本学では、このような基本理念の下、臨床・予防医学の高度化や健康増進・疾病予防対策の最適化に資する最先端の疫学研究、ゲノム医学研究、医療ビッグデータ解析に取り組み、そして、社会健康医学の学識を社会に還元し、医療・保健・福祉の現場でその向上に貢献できるプロフェッショナルな人材を育成している。さらに、研究成果の社会実装を積極的に進め、幅広い視点から人類の健康増進や疾病予防に貢献することを目指している。

一方、最先端の研究、高度専門人材の育成、成果の社会還元の実践においては、産官学連携活動を通じて達成されるものも少なくなく、利益相反(Conflict of Interest、COI)が生じることがある。利益相反とは、教職員等が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。本学では、このような利益相反に加えて、教職員等が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が両立しない状態（責務相反）を合わせて利益相反と定義する。

このような状況に関して大学が行う教育や研究への信頼が損なわれないように、とりわけ本学においては、静岡県からの委託研究等の事業が公正かつ円滑に促進されることが期待される。

このため、教職員が安心して産学官連携に取り組める環境づくりの一環として、本学の利益相反に対する基本姿勢を学内外に示すことを目的として、本ポリシーを策定するものである。

2. 利益相反に対する本学の基本姿勢

本学は、教職員が各自の主体的な判断のもと行う産学官連携活動等の社会貢献活動から生じうる利益相反の状況を把握し、これら活動を積極的に支援しながら適切に対処す

るためのマネジメント体制を構築する。本ポリシーの適用の対象者は本学専任の教職員とする。ただし、専任の教職員以外の者に対しても、必要がある場合には、本ポリシーの適用を求めるものとする。

3. 利益相反における適正なマネジメント体制

利益相反に関する諸問題に適切に対処するために、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は法令、本学の諸規程等に基づき、利益相反に関する方針の審議・決定、個別の審議および勧告、情報公開、その他利益相反に関する重要事項の審議を行う。

本学は、利益相反に関する情報を個人情報の保護にも配慮しつつ必要な範囲で公表することにより、社会に対し説明責任を果たす。

4. その他

社会の変動や本学を取り巻く環境の変化等に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。

附 則

本ポリシーは、令和3年7月1日から施行する。